

次世代法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 5年 4月 1日～令和 8年 3月 31日までの3年間

2. 内 容

目標1：計画期間内に育児休業の取得率を次の水準とする以上にする。

男性職員・・・取得率を50%以上にすること

<対策>

令和5年4月～ 専業主婦の夫でも育児休業を取得できることを周知、啓発し、業務体制の見直しも含めて利用しやすい環境づくりを推進する。
管理職を対象とした研修を実施する。

目標2：計画期間内に所定外労働を削減するため、各部署の業務の見直しを

図る。

<対策>

令和5年4月～ どのような理由により、どの程度の残業が発生しているか実態を把握する。
所定外労働を削減するための推進活動を行う。